記載要領

①「届出の理由」の欄には適格特例投資家限定事業に該当しなくなった理由を記載すること。

②適格特例投資家限定事業の要件を満たすために必要な措置を講じる場合には、「その他」の欄に、その旨と対応策について記載すること。